

議案第 5 5 号

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について

東京都市町村職員退職手当組合理約の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、関係地方公共団体の協議により定める必要があるため、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 2 年 6 月 9 日

提出者 あきる野市長 村 木 英 幸

提案理由

令和 2 年 4 月 1 日付けで、東京都市町村職員退職手当組合の組織団体である福生病院組合が、福生病院企業団に名称変更したことに伴い、東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する必要がある。

東京都市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

東京都市町村職員退職手当組合理約（昭和 4 0 年 4 月 1 日東京都知事許可）の一部を次のように改正する。

別表第 1 及び別表第 2 地方公共団体の項第 1 区の欄中「福生病院組合」を「福生病院企業団」に改める。

附 則

この規約は、東京都知事の許可のあった日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。